

2017年11月21日

学位請求論文 講評

李薇 「律蔵における四波羅夷法経分別の研究」

今回、李薇氏より提出された博士号学位請求論文「律蔵における四波羅夷法経分別の研究」は、仏教僧団において用いられる僧侶のための法律集である律蔵に関する、文献学的研究である。律蔵は、建前上は釈迦牟尼本人の直説ということになっている。しかし実際には釈迦牟尼以来、おそらくは四、五百年の間に様々な改変や増広、あるいは大がかりな構造的組み替えなどが繰り返された結果、原初の形からはかなり変容していることが判明している。さらには、仏教が多様な地域に広がっていく中で、地域毎、あるいはそれを使用する部派毎に内容に差異が生じ、その結果として現在のところ、六本の異なるヴァージョンの律蔵が存在している。つまり、本来は単一の法律集であった律蔵が、地理的、時間的変遷によって少なくとも六本の異なるヴァージョンへと分岐し、さらにはそれらヴァージョンのそれぞれが、時代の流れの中でさまざまに改変され、増広され、組み替えられてきたということである。

律蔵研究の大きなテーマの一つは、そういった時代的変容の流れを解明し、今はなき過去の律蔵の姿を復元することである。それは言い換えれば、時代を過去へと遡ることでオリジナルの律蔵を発見するということであり、ひいては釈迦牟尼が作った本来の仏教僧団の姿を見いだすということでもある。仏教を歴史的視点で研究する者にとっては最も心引かれる研究テーマのひとつである。

今回の李薇氏の研究テーマはまさに「原初形律蔵の復元」であり、実際、そこにおいて、一定の意味ある成果をもたらしたという点で大いに評価されるものである。

李薇氏は、律蔵の中で規定される様々な犯罪行為のうち、最も重大な犯罪行為である波羅夷という4つの罪を研究対象として設定した。波羅夷罪とは、

1. 性行為を行うこと
2. 窃盗
3. 殺人
4. 意図的に「私は悟った」と嘘をつくこと

の4つである。これら4種の波羅夷罪は、僧侶が犯す犯罪行為のうちでも最悪なものであり、違反者は即座に仏教僧団から永久追放となる。出家した僧侶にとっては、決して犯してはならない恐ろしい罪である。

この4条各々には、その規則が制定される機縁となった因縁話や、規則条文の文言の定義、そして具体的な判例などが多量に付随しているため、わずか4条ではあるものの、それを解説する律蔵の文章は長大なものとなる。李薇氏は、その長大な波羅夷4条関連の記述をきわめて詳細に分析し、その情報にもとづいて、律蔵の成立過程を解明しようとしたのである。

今回の研究において李薇氏は、波羅夷4条のそれぞれに関して新たな歴史情報を発見し、従来知られていなかった律蔵内の新古層の存在を解明した。それは律蔵研究の権威である平川彰も想定していなかったものであり、今後の律蔵研究において重要な基礎情報となるものばかりである。また、現在欧米における律蔵研究の第一人者であるShayne Clarkeの従来研究成果を修正する内容も含んでおり、おそらく今後、

学術的議論のベースとして注目されることになるであろう。具体的に言うと次のとおりである。

1．波羅夷第一条に関する研究成果：犯罪事例の詳細な比較研究により、『摩訶僧祇律』の犯罪事例記事だけが、他の律より新しいという事実を解明した。

2．波羅夷第二条に関する研究成果：

2-1 窃盗により波羅夷罪となる場合の盗品の最低価値が、最初はパーダであったものが、後にマーサカに変更されたことを明らかにし、マーサカを用いる記述が後代のものであることを明らかにした。

2-2 「随盗物」「分齊」という概念を検討することにより、『摩訶僧祇律』の記述が新しいということを解明した。

3．波羅夷第三条に関する研究成果：従来多くの研究者が「律蔵の中には自殺を禁じる規定がある」と主張してきたが、今回の研究により、「律蔵の中の自殺を禁じているように見える規定も、実際には自殺の禁止ではなく別の行為を禁じているものであり、明確に自殺を禁じる規定は存在しない」という事実、さらには、「その律蔵を注釈する、注釈文献の段階になると、自殺を犯罪視する傾向が生じてくる」という事実を明らかにした。

4．「大賊」の概念を詳細に検討することで、『十誦律』とパーリ律に間に密接な近縁性があることを明らかにした。

今回の論文は、波羅夷4条それぞれの分析を一章毎に提示しているので、計4章になるところであるが、李薇は波羅夷4条の研究に加えて、もう一章「各律の判定

事例集(vinīṭaka)」を加えている。これは、ここ数年の間に明らかになってきた vinīṭaka と呼ばれる律蔵の 1 セクションに関する研究である。vinīṭaka は従来、単なる律蔵の付加的記述として軽視されてきたのだが、最近の研究で、それが律蔵成立史上、きわめて重要な情報源であることがわかってきた。李薇はそれを受けて、波羅夷 4 条研究の延長としてその vinīṭaka に関しても調査し、その存在状況を詳細に記述した。そして、『十誦律』の vinīṭaka にある記述が、『阿毘達磨大毘婆沙論』の影響を受けて編纂されているという事実を指摘した。これは、アビダルマ文献の記述が、律蔵に影響を与えたというきわめて希で、かつ重要な事例である。今後の律蔵研究および有部アビダルマ研究における貴重な情報となるであろう。

今回の論文は、「律蔵の成立過程解明」という壮大な研究目的の第一歩にすぎず、この先道は延々と続いているが、ともかく、従来の研究とは一線を画す新たな律蔵研究の可能性を開いたという点で大いに評価できるものであり、博士号に十分値することは間違いない。

佐々木 閑